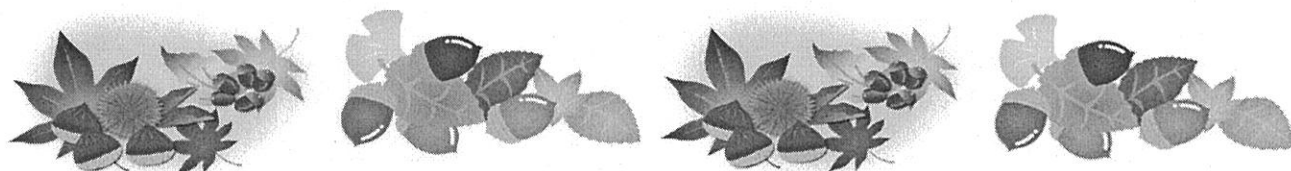


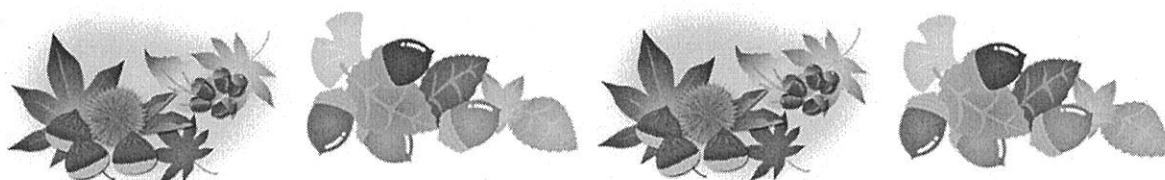
第51号 令和8年10月 発行 恵庭市消防本部予防課



全国統一防火標語

火の確認 いい日を支える いい習慣
【秋の全道火災予防運動】

期間 10月15日(木)～10月31日(土)



これからは、気温が下がり、冬に向けて暖房器具を使用する機会が増え、火災が発生しやすい時季をおかえます。暖房器具を使う前は、十分に点検を行いましょう。

住宅用火災警報器の設置と維持管理を！

設置義務です
住宅用火災警報器



10年経ったら交換しましょう



住警器設置で
安全な暮らし



裏面の「住宅防火いのちを守る10のポイント」をご覧ください。

住宅 防火

いのちを守る

10のポイント

4つの習慣



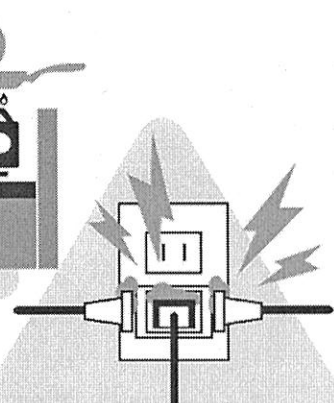
1 寝たばこは
絶対にしない、
させない



2 ストープの周りに
燃えやすいものを置かない

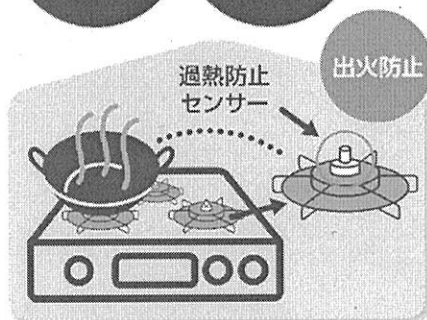


3 こんろを使うときは
火のそばを
離れない



4 コンセントはほこりを清掃し、
不必要なプラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、
ストーブやこんろ等は
安全装置の付いた機器を使用する



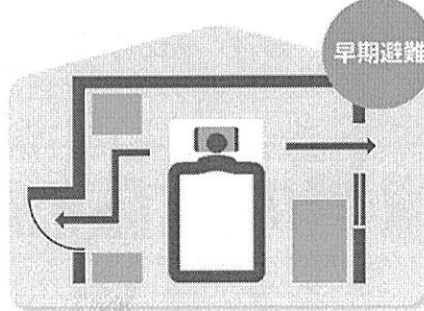
2 火災の早期発見のために、
住宅用火災警報器を定期的に点検し、
10年を目安に交換する



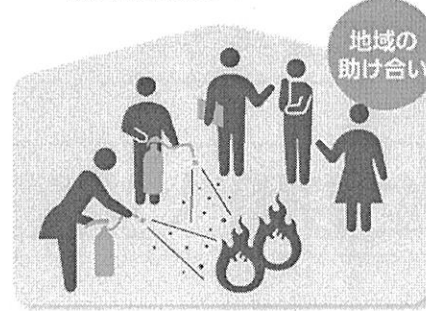
3 火災の拡大を防ぐために、
部屋を整理整頓し、
寝具、衣類及びカーテンは、
防災品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、
消火器等を設置し、
使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、
避難経路と避難方法を常に確保し、
備えておく



6 防火防災訓練への参加、
戸別訪問などにより、
地域ぐるみの防火対策を行う

防火に関する
相談はお気軽に！



表面も見てね！



◎相談先電話番号

消防本部予防課 33-0990
消防署防火推進課 33-0991
消防署島松出張所 36-8439
消防署南出張所 34-9111